

新座市農業近代化資金利子補給規程

(平成2年9月29日告示第141号)

(目的)

第1条 この告示は、農業者に対する利子負担の軽減を図り、農業経営の近代化に資するため、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び埼玉県知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける同条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対して市が交付する当該農業近代化資金に係る利子補給金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(農業近代化資金の種類及び利子補給利率)

第2条 前条の規定による利子補給金の支給対象となる農業近代化資金の種類は、別表に定めるとおりとし、当該利子補給の率は、同表の左欄に掲げる農業近代化資金の種類に対応する同表の右欄に定める率を限度として予算で定める。

(利子補給契約書)

第3条 第1条の規定による利子補給金についての契約は、市長が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条の規定による利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、当該農業近代化資金に係る利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 市は、融資機関から利子補給金の交付請求があった場合において、市長が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを交付するものとする。

(利子補給金の打切り等)

第6条 市は、市の利子補給に係る農業近代化資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関と協議の上、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

2 市は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの告示又はこの告示に基づく契約の条項に違反したとき、融資機関に対する利子補給金の交付を打

ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来るものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、当該融資機関の行った第1条の利子補給金に係る農業近代化資金の融資に関し、市長が報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行後融資機関が融資する農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、この告示の施行前に融資機関が融資する農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年告示第215号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第2条関係)

農業近代化資金の種類	利子補給率
(1) 施設の新設、改良、造成等に要する資金 (農業近代化資金融通法施行令 (昭和36年政令第346号。以下「令」という。) 第2条の1号資金)	年1%以内
(2) 機械機具の取得に要する資金 (令第2条の2号資金)	年1%以内
(3) 果樹園芸の植栽等に要する資金 (令第2条の3号資金)	年1%以内
(4) 家畜の購入等に要する資金 (令第2条の4号資金)	年1%以内
(5) 事業費400万円を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に要する資金 (令第2条の5号資金)	年1%以内
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める資金 (令第2条の7号資金及び埼玉県知事が指定する資金)	年1%以内